平成３０年（フ）第５５号
鹿児島県曽於市末吉町岩崎5504番地３
債務者　上村モータースこと　上村昭一郎
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
鹿児島県曽於市末吉町岩崎5504番地３
債務者　上村摩利夫
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第１４４号
愛知県丹羽郡大口町大字小口字馬場100番地１　レジデンスミズノ弐番館202号
債務者　福田千代子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　育良
4　破産債権の届出期間　平成30年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第３３１号
愛知県東海市富貴ノ台２丁目161番地　パークヒルズ東海（101号）
債務者　坂東　和彦
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　由美
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月３日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成30年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６９１号
千葉市花見川区畑町446番地26
債務者　髙橋　文介
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　秀大
4　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７１６号
千葉県船橋市行田２丁目２番６棟603号
債務者　藏前　正広
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　達也
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月10日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７６４号
千葉県船橋市三咲２丁目20番５号
債務者　久保田國雄
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　　靖
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６３８号
千葉県船橋市薬円台１丁目31番７号　ＡＭＩ201号
債務者　岡村　慶子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　宏子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７８２号
千葉市美浜区打瀬２丁目22番地　ミラリオ３番館608号
債務者　有本　幸泰
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　德永　幸生
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月17日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７８３号
千葉市美浜区打瀬２丁目22番地　ミラリオ３番館608号
債務者　有本　恵子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　德永　幸生
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月17日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第８４９号
福岡市南区筑紫丘２丁目26番19号
債務者　池尻　利明
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　和夫
4　破産債権の届出期間　平成30年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６１３号
千葉市緑区誉田町３丁目48番地11
債務者　菅井　久雄
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部井宏明
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６４号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字新日の崎46番地２
債務者　池田　新治
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第６９８号
千葉県市原市西五所７番地12　メイローズ市原201
債務者　倉木　　亨
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　基子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５０号
青森県南津軽郡大鰐町大字唐牛字沼田35番地
債務者　小竹　　明
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹　　晃説
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
青森地方裁判所弘前支部